

第 2 次丸亀市協働推進計画（仮） 策定方針

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」（以下、「協働推進条例」という）に基づき

- ・丸亀市協働推進計画【計画期間：平成 20 年度～平成 23 年度】
- ・丸亀市協働実行計画【計画開始年度：平成 26 年度（終期の定めなし）、毎年度必要な見直しを実施】

を策定し、これらの計画に沿って、市民との協働推進に係る施策や事業を実施してきたところである。

中でも、協働の担い手である市民や市民活動団体が相互に情報交換・共有できる活動拠点として、令和 3 年 3 月に「市民交流活動センター」を開館し、活動基盤が整ったことにより、本市の協働のまちづくりは新たな局面に入ったと言える。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の変化や、人々の価値観、ライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」への対応など、本市を取り巻く社会状況は大きく変化している。

また、丸亀市協働実行計画策定時の市民アンケート実施から 9 年以上が経過するなど、市民の意識も変化していることが予想されるため、市民意識などの現状を確認したうえで新たな計画を策定するものである。

2. 計画の概要**(1) 名称「第 2 次丸亀市協働推進計画（仮）」**

本計画は、協働によるまちづくりを推進するための方針や施策の方向性などを定める「推進計画」と、実施する具体的な取組を定める「実行計画」の両方の内容を併せ持つ計画とするため、「協働推進計画」（以下、「第 2 次推進計画」という。）として策定する。

(2) 計画期間 5 年計画 令和 6 年度～令和 10 年度の 5 年間

協働は継続的に推進すべきものであるが、着実に進めていくためには、一定期間終了時の目標設定の下、目標達成に向けた取組の実施が有効であるため、第 2 次推進計画においては、計画期間を設けることとする。計画期間の長さについては、施策や事業の効果、市民意識の変化を確認するための経過期間として 5 年間で適当と考える。

(3) 計画の位置づけ

- 協働推進条例 第8条第1項に基づく計画とする。

第8条

市は、市民活動及び協働を促進するための計画を策定し、総合的施策を講じなければならない。

- 「第2次丸亀市総合計画後期基本計画」の分野別計画であるとともに、市の各施策分野において協働を推進するための基本的な計画として位置づける。

3. 計画の策定方法

- 協働のまちづくりに関する現状や意識、必要な取組などについて、市民、市民団体（コミュニティも含む）、企業、職員を対象に、アンケートを実施。
- アドバイザーやマルチス指定管理者の協力を得ながら、市民・市民団体・職員（協働推進員）を対象にワークショップなどを実施。
- 令和4年度第2回自治推進委員会で第2次推進計画策定について諮問。

4. 策定スケジュール

時 期		内 容
令和 4 年度	10月7日	第1回 自治推進委員会（第2次推進計画策定方針）
	10月28日	協働のまちづくり講演会（協働推進員・生涯学習推進員・市民活動団体等に案内）
	11月	市議会（計画策定）
	2月	第2回 自治推進委員会（諮問、アンケート（案）について 【対象：市民、市民団体、企業】）
	2月	職員を対象に ・アンケート実施（全職員） 内容：協働に対する意識調査（協働への理解・市の役割） ・ワークショップ実施（協働推進員） テーマ：各課での協働事業の実例や取入れ方等
令和 5 年度	5月～6月	市民、市民団体、企業を対象に ・アンケート実施 内容：協働に対する具体的なイメージを示しながら、身近な協働についての意識調査、地域での関わり方等 ・ワークショップ実施（3～5回程度） テーマ：地域課題の把握・まちづくりへの興味関心、丸亀市に望む未来像・マルタスに期待すること等
	7月	第1回 自治推進委員会（アンケート結果、ワークショップ結果、第2次推進計画骨子案について）
	8月	第2回 自治推進委員会（第2次推進計画案）
	10月	第3回 自治推進委員会（第2次推進計画案）
	10月	政策会議、庁議、市議会（第2次推進計画パブコメ案）
	11月～12月	パブリック・コメント実施
	1月	第4回 自治推進委員会（パブコメ結果、答申案）
	2月	自治推進委員会から答申
	2月	庁議において第2次推進計画決定